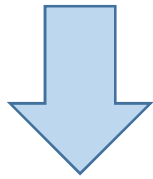


「労働者の健康確保対策の推進」

具体的な取組内容

メンタルヘルス対策



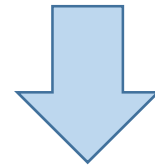
アウトプット指標 (2027年まで)

労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする。

アウトカム指標 (2027年まで)

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を50%未満とする。

産業保健活動の推進



アウトプット指標
アウトカム指標
の設定なし

過重労働対策



アウトプット指標 (2025年まで)

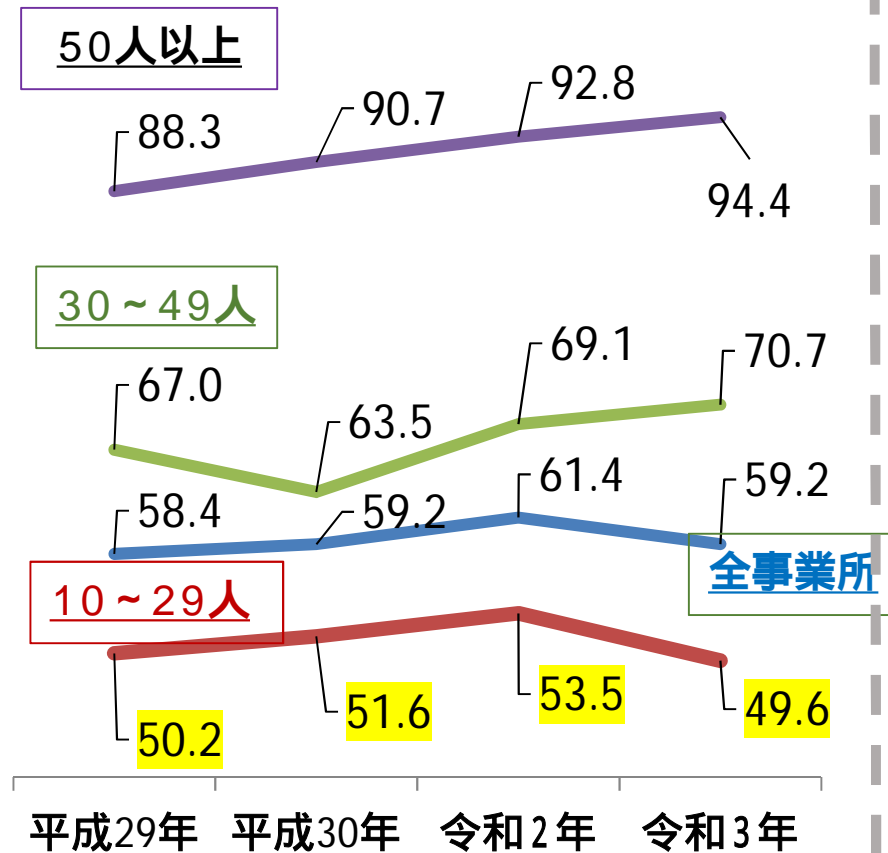
企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

アウトカム指標 (2027年まで)

一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）の年間所定外労働時間数を2027年までに2022年と比較して減少させる。
【2022年 年間所定外労働時間数 182.4時間】

メンタルヘルス対策を取り巻く現状

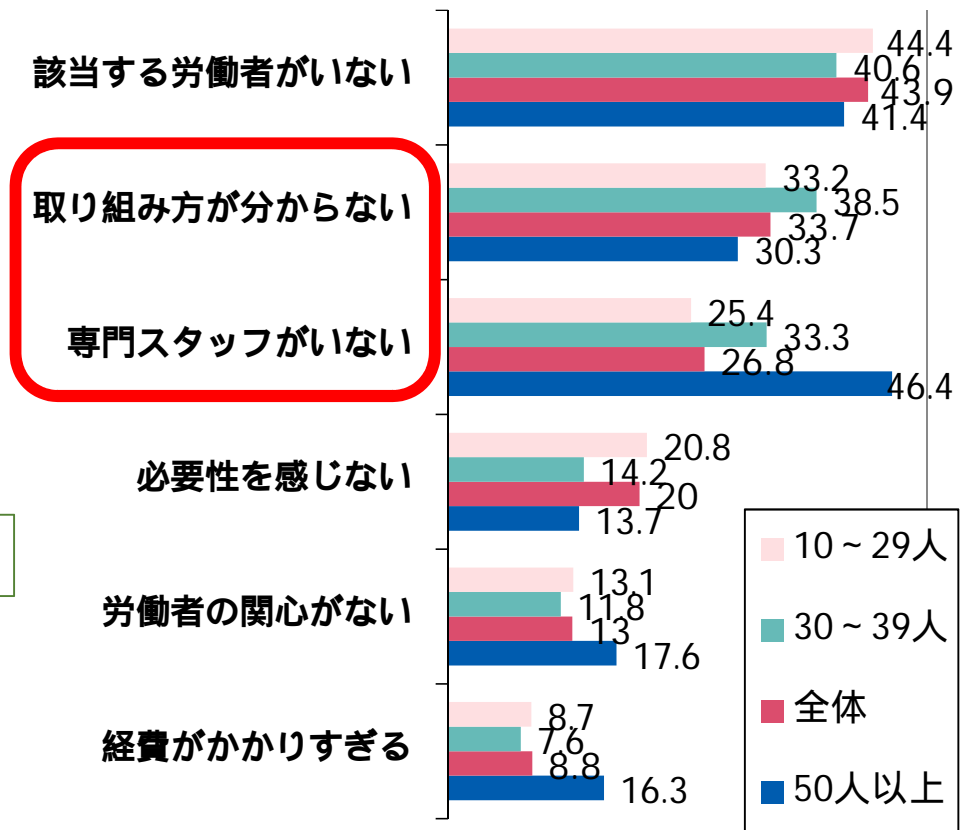
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（事業所の規模別）



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

小さい規模の事業場ほど、メンタルヘルス対策の取組が低調

メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（2020年）



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

メンタルヘルス対策が低調な理由として、ノウハウの不足、専門人材の不足が挙げられる

「メンタルヘルス対策」のアウトプット指標と アウトカム指標

アウトプット指標（2027年まで）

労働者数50人未満の小規模事業場における**ストレスチェック実施の割合**を**50%以上**とする。

アウトカム指標（2027年まで）

自分の仕事や職業生活に関することで**強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合**を**50%未満**とする。

そもそも「ストレスチェック」とは？

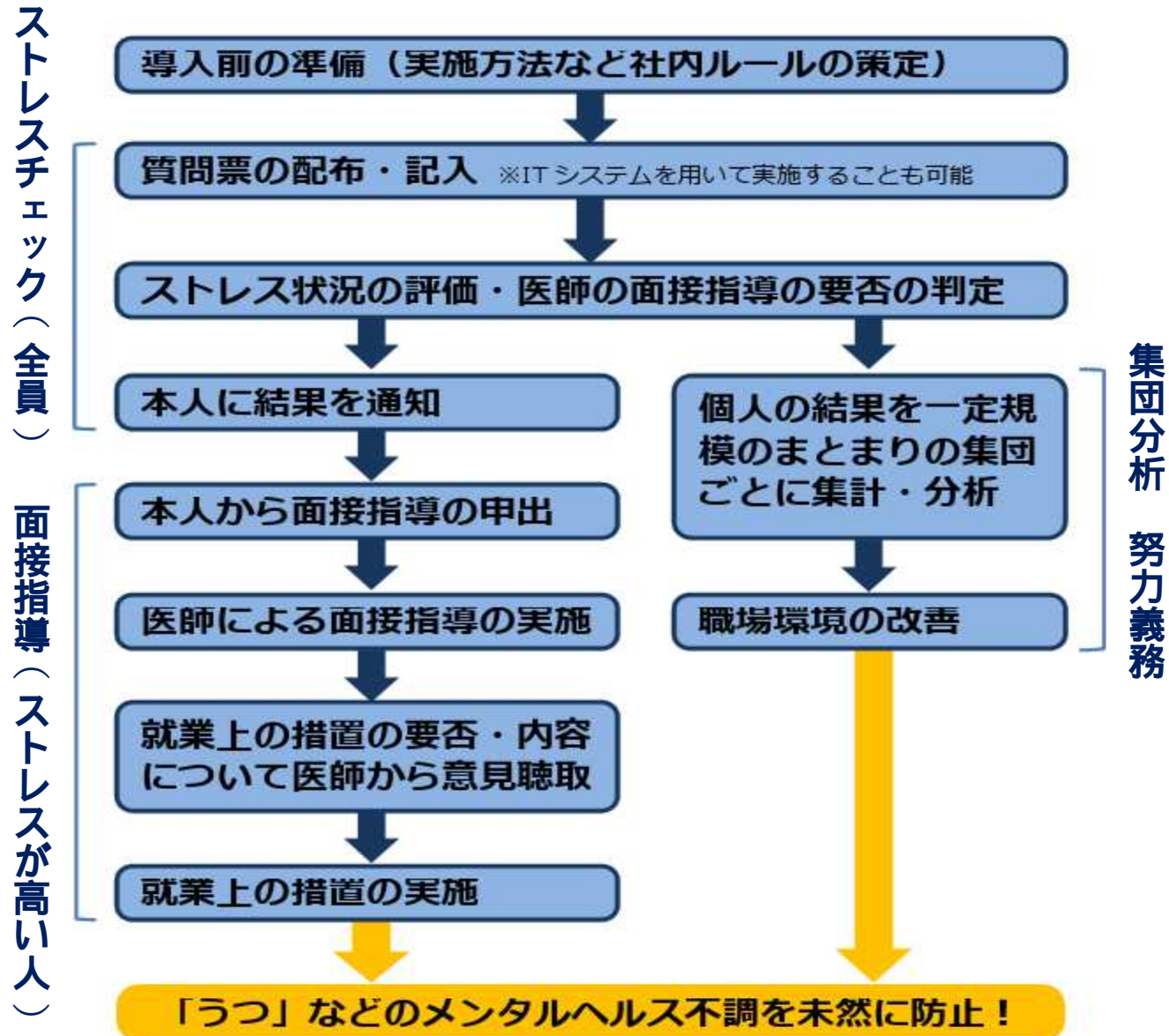
「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が回答し、それを集計・分析することで、職場のストレス要因、心身のストレス反応、周囲のサポートの状況などを調べる検査です。

「労働安全衛生法」が改正されて、労働者が50人以上所属している事業場では、平成27年12月から、毎年1回、この検査を実施することが義務付けされています。

労働者が50人未満の事業場は努力義務となります。

契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

「ストレスチェック制度」の進め方

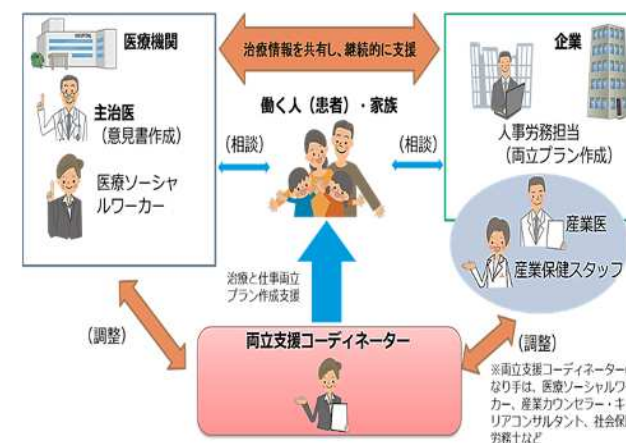


「産業保健活動の推進」について

具体的な取組内容

(1) 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。

(2) 治療と仕事の両立()において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図る。



病気を抱えながらも働く意欲がある労働者、適切な治療を受けながら働き続けられる社会を目指す取組を「治療と仕事の両立支援」と言います。

産業保健活動総合支援事業のご案内

滋賀産業保健総合支援センター -

産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

産業医等産業保健スタッフ向け**専門的研修**、事業主等向け**相談対応**
メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による**個別訪問支援**
事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

地域産業保健センター（ ）

産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導

健康診断結果についての医師からの意見聴取

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

県内には「大津地域産業保健センター」「彦根地域産業保健センター」「近江八幡地域産業保健センター」「湖北地域産業保健センター」の4センターが設置されています。